

治山林道事業、農業農村整備工事に係る週休2日制工事実施要領

1. 趣旨

本要領は、南丹市農林商工部農山村振興課が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

2. 目的

建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

3. 対象工事

原則、農林商工部農山村振興課発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、緊急性が高く、かつ、現場閉所^{※1}が困難である工事は、本要領の対象外とする。

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制の対象工事であることを明記する。

4. 週休2日の考え方

工期内の施工に必要な期間^{※2}において、週休2日の現場閉所を行ったと認められること。週休2日の考え方は次のとおりとする。

- (1) 施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態。ただし、以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。
 - ①年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）
 - ②工場製作のみの日数
 - ③工事事故による不稼働日数
 - ④災害対応等で土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
 - ⑤工事の全面中止日数
 - ⑥その他
- (2) 当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。
 - ①雨天や降雪時等による現場閉所
 - ②災害応急対応等
 - ③異常気象時における安全パトロール
 - ④現場見学会等

※1 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉

所された状況。

※2 施工に必要な期間：現場着手日から現場終了時までとする。後片付け期間^{*3}は除く。

- ・現場着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- ・現場終了日：工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

※3 後片付け期間：工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするために要する期間。

5. 実施方法

実施方法は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制の対象工事であることを明記する。
- (2) 受注者は、契約後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員と協議すること。
- (3) 工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、次のとおりとする。

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、現場閉所による週休2日の対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に努めるものとする。

- (4) 受注者は、月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする
- (5) 受注者は、予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員へ連絡する。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。
- (6) 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請け業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- (7) 月単位の週休2日が未達成の見込みとなった場合は、通期の週休2日が達成できるよ

う取り組みものとする。

6. 確認方法

確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合せ簿」による報告とあわせて現場閉所日数が確認できる資料（任意資料。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示すること。なお、「工事打合せ簿」には現場閉所率を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

7. 補正係数

週休2日の実施状況に応じた補正係数、市場単価及び土木工事標準単価における補正係数は次のとおりとする。

【治山林道事業】

1. 補正係数

	月単位の週休2日 [現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上]
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.03
現場管理費（率分）	1.05

2. 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04
鉄筋工（ガス圧接）		1.03
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.04
道路標識設置工	設置	1.01

	撤去・移設	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03

3. 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位
区画線工		1.04
排水構造物工		1.04
コンクリートブロック積工		1.04
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04

【土地改良事業等請負工事積算基準を適用する「農業農村整備工事」】

1. 補正係数

	月単位の週休2日 [現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上]
労務費	1.02
共通仮設費（率分）	1.04
現場管理費（率分）	1.05

2. 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02

防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防護網）		1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

3. 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
橋面塗装工		1.01

8. 補正方法

週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

- (1) 月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
- (2) 実績において、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、次のとおりとする。

【治山林道事業】

契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する

補正係数を1.00に変更するものとする。

【土地改良事業等請負工事積算基準を適用する「農業農村整備工事」】

契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

9. 工事成績評定

この要領に基づき実施される工事については、工事成績評定に反映しないものとする。

ただし、現場閉所率が21.4%（6日／28日）未満となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で原点を行う。

10. その他

受注者は、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告する。

また、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。